# 農学研究科　長期履修制度（博士前期課程）

（1）　趣旨

職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（博士前期課程２年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて、計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得できる制度です。

（2）　出願資格

次のいずれかに該当する者は、『長期履修願』を提出して出願することができます。

a. 職業を有し、就業している者

b. 育児、介護等の事情を有する者

c. その他、相当の理由があると研究科長が認める者

（3）長期履修期間

長期履修の期間は、大阪公立大学長期履修規程第５条に基づくものとします。詳細は以下の規定第５条をご確認ください。

（大阪公立大学長期履修規程）

第５条 長期履修の期間は、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して学則第 16 条又は大学院学則第８条に規定する在学年限を超えないものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、入学後の申請により長期履修を認められた者の長期履修の期間は、学則第 15 条に規定する修業年限及び大学院学則第７条に規定する標準修業年限から、既に修業した期間を差し引いた期間の２倍に相当する年数以内とする。

（4）　長期履修制度にかかる授業料（年額）

入学前の出願の場合は、通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。入学後の場合は、通常の授業料の年額に標準修業年限から既に修業した期間を差し引いた期間の年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。（在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます。）

また、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。

（5）　長期履修願の提出時期

入学前に長期履修を希望する者は、入学願書の出願時に『長期履修願』を提出してください。

入学後に長期履修を希望する者は、４月入学の者については２月末までに、９月又は 10 月

入学の者については７月末までに提出してください。

（6）長期履修期間の短縮

長期履修が認められた後、その理由が解消した場合には、長期履修期間を短縮することができます。

長期履修期間の短縮を希望する場合は、下表のとおり、修了を希望する月に応じた提出期限までに、「長期履修期間短縮願」を教育推進課に提出してください。

ただし、長期履修期間が終了する年度は長期履修期間の短縮を申請することはできません。

| 修了を希望する月 | 教育推進課への提出期限 |
|---|---|
| ６月 | 学期前年度の３月３１日<br>（当該日が、土日祝の場合は直前の平日とします） |
| ９月 | 学期当該年度の５月３１日<br>（当該日が、土日祝の場合は直前の平日とします） |
| １２月 | 学期当該年度の９月３０日<br>（当該日が、土日祝の場合は直前の平日とします） |
| ３月 | 学期当該年度の１１月３０日<br>（当該日が、土日祝の場合は直前の平日とします） |

（7）長期履修の許可

長期履修の許可及び長期履修期間の短縮の許可については、決定後連絡します。

（8）　長期履修の詳細については、必ず問い合わせをしてください。

提出書類のご請求及び問い合わせ先

大阪公立大学 教育推進課（中百舌鳥キャンパス）　農学研究科教務担当

（TEL 072-254-9401）

（注意）　長期履修を出願する場合は、事前に指導を希望する担当教員と相談しておいてください。

# 農学研究科　長期履修制度（博士後期課程）

（1）趣旨

職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（博士後期課程 3 年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて、計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得できる制度です。

（2）出願資格

次のいずれかに該当する者は、『長期履修願』を提出して出願することができます。

a. 職業を有し、就業している者

b. 育児、介護等の事情を有する者

c. その他、相当の理由があると研究科長が認める者

（3）長期履修期間

長期履修の期間は、大阪公立大学長期履修規程第 5 条に基づくものとします。詳細については、以下の規定第 5 条をご確認ください。

（大阪公立大学長期履修規程）

第 5 条 長期履修の期間は、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して学則第 16 条又は大学院学則第 8 条に規定する在学年限を超えないものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、入学後の申請により長期履修を認められた者の長期履修の期間は、学則第 15 条に規定する修業年限及び大学院学則第 7 条に規定する標準修業年限から、既に修業した期間を差し引いた期間の 2 倍に相当する年数以内とする。

（4）長期履修制度にかかる授業料（年額）

入学前の出願の場合は、通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。入学後の場合は、通常の授業料の年額に標準修業年限から既に修業した期間を差し引いた期間の年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額になります。（在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます。）

また、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。

（5）長期履修願の提出時期

入学前に長期履修を希望する者は、入学願書の出願時に『長期履修願』を提出してください。

入学後に長期履修を希望する者は、4 月入学の者については 2 月末までに、9 月又は 10 月

入学の者については７月末までに提出してください。

（6）長期履修期間の短縮

長期履修が認められた後、その理由が解消した場合には、長期履修期間を短縮することができます。

長期履修期間の短縮を希望する場合は、下表のとおり、修了または単位修得退学を希望する月に応じた提出期限までに、「長期履修期間短縮願」を教育推進課に提出してください。

ただし、長期履修期間が終了する年度は長期履修期間の短縮を申請することはできません。

| 修了または単位修得退学を希望する月 | 教育推進課への提出期限 |
|---|---|
| ６月 | 学期前年度の３月３１日<br>（当該日が、土日祝の場合は直前の平日とします） |
| ９月 | 学期当該年度の５月３１日<br>（当該日が、土日祝の場合は直前の平日とします） |
| １２月 | 学期当該年度の９月３０日<br>（当該日が、土日祝の場合は直前の平日とします） |
| ３月 | 学期当該年度の１１月３０日<br>（当該日が、土日祝の場合は直前の平日とします） |

（7）長期履修の許可

長期履修の許可及び長期履修期間の短縮の許可については、決定後連絡します。

（8）長期履修の詳細については、必ず問い合わせをしてください。

提出書類のご請求及び問い合わせ先

大阪公立大学 教育推進課（中百舌鳥キャンパス）　農学研究科教務担当

（TEL 072-254-9401）

（注意）長期履修を出願する場合は、事前に指導を希望する担当教員と相談しておいてください